

受付	上水入力	下水入力

## 水道料金・下水道使用料減免申請書

令和 年 月 日

碧南市水道事業  
碧南市長 殿申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( ) -

下記の給水装置において、漏水をしていましたので、水道料金・下水道使用料を減免してくださるよう申請いたします。

記

給水装置設置場所	碧南市 町 丁目 番		
漏水発見日	令和 年 月 日	修理依頼日	令和 年 月 日
修理業者名			
修理開始日	令和 年 月 日	修理完了日	令和 年 月 日
メータ一口径 _____mm 番号 _____	修理完了時指針 _____m <sup>3</sup>		
漏水箇所 (※該当に☑)	<input type="checkbox"/> 通常管理で目視または流水音により発見することが困難な場所であるか ~以下、具体的な漏水箇所に☑を入れて下さい~ <input type="checkbox"/> 地下埋設管 <input type="checkbox"/> 床下配管 <input type="checkbox"/> 壁内配管 <input type="checkbox"/> メーターボックス内(メーターとの接続部) <input type="checkbox"/> メーターボックス内(メーター二次側の止水栓) <input type="checkbox"/> 温水器、給湯器(器具の故障による異常排水) <input type="checkbox"/> 貯水槽、高架水槽(オーバーフロー、器具の故障による異常排水)		
漏水の状況及び原因			
修理内容			

## 《注意》

1 料金減免の適用範囲

- (1) 通常管理で目視又は流水音により発見することが困難な場所で発生した漏水であり、かつ上記太枠内「漏水箇所」のいずれかに該当するもの。
- (2) 漏水を発見後、直ちに修理依頼をし、その修理を完了したもの。
- (3) 碧南市指定給水装置工事事業者が修理したもの。
- (4) 修理完了後、1カ月以内に本申請書を提出すること。

2 料金減免の適用外

- (1) 露出配管からの漏水(凍結を要因とする漏水を含む。)
- (2) 末端給水栓(蛇口)よりも下流側の給水器具を要因とした漏水  
【例】トイレタンク内のボールタップの故障、エアコンや冷却塔(クーリングタワー)等の装置における異常排水
- (3) 漏水を発見したにもかかわらず、直ちに修理依頼を行わなかったもの。
- (4) 漏水量が少なく、規定量に満たない場合。(「漏水に係る水道料金の減免措置に関する取扱要領」第2条)
- (5) 蛇口の閉め忘れによるもの。
- (6) いたずらによる、使用者が意図しない蛇口の開栓によるもの。

3 その他修理前後の写真(遠景及び近景)を添付すること。  
(表面)

以下の欄は記入しないでください。

水道課料金係記載欄		下水道課管理業務係記載欄	
水栓番号			
減免対象調定期間	令和 年月分		
減免前料金 ①	円	減免前使用料 ③	円
当該使用水量 A	m <sup>3</sup>	当該指針量 A	m <sup>3</sup>
認定使用水量 B	m <sup>3</sup>	当該水道量 F	m <sup>3</sup>
漏水量 C = A - B	m <sup>3</sup>	井戸量 G	m <sup>3</sup>
減免率 D		認定量 H	m <sup>3</sup>
減免水量 E = C × D	m <sup>3</sup>	調定量 F + G + H	m <sup>3</sup>
減免後水量 F = A - E	m <sup>3</sup>	減免水量 A - H	m <sup>3</sup>
減免後料金 ②	円	減免後使用料 ④	円
減免料金 ① - ②	円	減免使用料 ③ - ④	円